

高齢者世帯に突っ張り棒などの 家具転倒防止器具を取り付けます！

対象者（以下の①～④すべてに該当する世帯が対象です）

- ① 市内に住民登録がある
- ② ①の登録地に在住している
- ③ 平成21年度以降に市から家具転倒防止器具の支給を受けていない
- ④ 次のア～ウいずれかの世帯に該当する
 - ア) 65歳以上で一人暮らしの世帯
 - イ) 65歳以上の方のみでお住まいの世帯
 - ウ) 「身体障害者手帳の1級または2級」「愛の手帳1度・2度」「精神障害者保健福祉手帳の1級」を所持している方がいる世帯



費用負担

住民税が課税されている世帯については、取付器具代金の1割をご負担いただきます。
なお、住民税が非課税の世帯及び生活保護を受給されている世帯は無料です。
転入の場合、住民税の課税状況が不明のため、非課税証明書の添付が必要です。（添付がない場合、取付器具代金の1割をご負担いただきます。）

申請から取り付けまで

- ① 申請書類の提出
『高齢者世帯等家具転倒防止器具取付申請書』
『家具転倒防止器具取付承諾書』（借家にお住まいの場合）
⇒申請先は「市役所高齢政策課」「地域包括支援センター」「福祉相談センター」です。

- ② 審査、決定
市から審査の結果が書類で届きます。

～以下は決定した場合～

- ③ 訪問日の調整
委託事業者から、取り付け日程についてお電話いたします。
- ④ 訪問、取り付けの実施、自己負担金の支払い
委託事業者が訪問し、器具の取り付けを行います。
取り付けは1世帯あたり、**5か所（5セット）**までです。
自己負担金がある場合には、取付委託事業者へお支払下さい。



※ 安全性を考慮し、効果が図れないと判断した場合は、ご希望の器具の取り付けができないことがあります。また、設置個所が5か所に満たない場合もありますが、この制度を利用できるのは1回限りになります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ】立川市保健医療部高齢政策課業務係
☎042-523-2111（内線1475）